

令和 7 年度宮崎県外国人介護人材住居確保支援事業募集要領

1 補助事業者

交付要綱第 2 条のとおり

2 外国人介護人材の在留資格

補助金の交付の対象となる外国人介護人材は、以下の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とします。

- ① 特定活動（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）
- ② 介護
- ③ 技能実習
- ④ 特定技能 1 号

3 補助対象経費

要綱第 3 条のとおり

なお、敷金、礼金、更新料等は補助対象外とします。

4 補助基準額、補助率、補助額等

補助基準額	補助率	補助額
300,000円 (1 施設あたり)	3 分の 2	補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較し、低い方の金額に 3 分の 2 を乗じて得た額以内とする。 (1,000 円未満切り捨て)

※ 予算額：6,000,000円

5 応募方法

この事業の補助金の交付を希望する者は、次により応募してください。

(1) 提出書類

- ① 事業計画書（別記様式第 1 号）
- ② 収支予算書（別記様式第 2 号）
- ③ 申請額算出内訳書（別記様式第 3 号）
- ④ 外国人介護人材に係る雇用契約書及び雇用条件書の写し
- ⑤ 家賃や工事費等が確認できる書類（賃貸借契約書や工事費見積書等）
- ⑥ 外国人介護人材の住所が確認できる書類（住民票や在留カードの写し等）
- ⑦ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ⑧ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 4 号）
- ⑨ 誓約書（別記様式第 5 号）
- ⑩ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限 令和7年9月30日(火) (必着)

※期限到来後、申請額を予算の範囲内で調整した上で交付決定を行います。

※上記期限までの応募状況により、追加募集を行うことがあります。

(3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当

電 話：0985-26-7059

メールアドレス：choju@pref.miyazaki.lg.jp

(4) 提出方法

メール、持参又は郵送

※郵送する場合は、「外国人介護人材住居確保支援事業関係」と朱書きしてください。

※電子メールにより提出する場合は、提出した日の翌開庁日までに受信確認のメールが届かないときは必ず電話により受信の確認をしてください。

7 補助金の交付を希望する者にかかる責務等

補助金の交付を希望する者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- ① 申請手続き等を行う場合は、交付要綱及び本要領の内容を十分確認すること。
- ② 事業計画の内容を変更する必要があるときは、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。
- ③ 事業が終了したときは、交付要綱に規定する期日までに実績報告書を提出すること。
- ④ 補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

8 留意事項

当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、補助対象外とします。

(参考) 今後の予定

時 期	内 容
4 月	募集開始
9 月 30 日 (火)	募集締め切り (事業計画書等の提出)
10 月初旬	県による交付決定
事業完了後 30 日以内	実績報告 交付確定 請求書提出 補助金の交付
令和 8 年 4 月 10 日 (金)	実績報告最終期限